

高齢者向けタクシー利用券

今月から利用できます

市では、市内循環バスの利用が困難で自動車などの運転ができない高齢者への支援策として、「匝瑳市地域交通利用券(タクシー利用券)」の交付を行っています。7月1日から利用できますので、市内での移動にお使いください。

この利用券はタクシーの初乗り料金相当の730円を助成するもので、匝瑳市内の乗り降りのみに利用でき、家族



初乗り料金相当を助成する利用券

なども同乗できます。

対象者：申請時点で次の条件をすべて満たす人。

- ①市内に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されている75歳以上の高齢者
- ②自動車などの運転免許証の交付を受けていないこと
- ③市の福祉タクシーや外出支援サービスを受けていないこと
- ④生活保護法による保護を受けていないこと

- ⑤市税および国民健康保険税に未納がないこと
- ⑥申請に必要なもの：①後期高齢者医療被保険者証や写真付き住民基本台帳カードなど、対象者の氏名・住所・生年月日を確認できるもの②印鑑

※資格要件の確認のため、対象者本人の同意が必要です。

申請先：市役所1階環境生活課または野栄総合支所

交付枚数：1月当たり利用券を2枚(申請月によって枚数が変わります)

利用期間：平成28年3月31日(木)まで

環境生活課市民生活班
☎73・0088

親子で夏の思い出づくり

体験募集参加者

自然の恵みまるごと体験

畑仕事などを体験し、農業を通して「食」を考えます。

開催日…7月22日(水)
時間…9時30分集合(八日市場公民館)～15時ごろ解散

コース…大豆畑のお手伝い～里山の散策と解説～季節のごはん

対象…小学生～一般
※4年生以下は保護者の同伴が必要です。

定員…30人(申し込み順)
参加費…1,000円(昼食代など)

申し込み…7月15日(水)までに産業振興課農政班(☎73-0089)へ申し込み。

チャレンジフィッシング

親子で船釣りを楽しめます。

開催日…7月26日(日)
※荒天の場合は8月2日(日)に実施。

時間…13時集合(飯岡漁港現地)
対象…市内の小学3年生以上の親子

※祖父母と孫も参加できます。
定員…40人(申し込み順)

参加費…4,000円(乗船料・仕掛け・保険代。貸し竿希望者は別途500円)

申し込み…7月3日(金)から17日(金)までの間に、生涯学習課スポーツ振興班(☎73-0097)へ申し込み。

※申込者には後日資料を配布します。
※中止の場合は、保険代を差し引いた額を返金します。

夏の節電

無理ない範囲で協力を

全国で最低限必要な電力は、今夏も確保できる見通しですが、火力発電所トラブルなどで電力需給がひっ迫する可能性もあります。

日中に冷房を止めて熱中症などにならないよう、日常生活や経済活動に負担が生じない“無理のない範囲”での節電に協力をお願いします。

《節電をお願いする期間・時間帯》
7月1日(水)～9月30日(水)の平日9時～20時
※8月13日(木)、14日(金)除く。

《節電に関する情報》
政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」で節電情報を参照できます(<http://setsuden.go.jp/>)。

環境生活課環境班☎73-0088

公述希望者は申し出を

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」公表

県では、八日市場都市計画区域に関する都市計画の目標、主要な都市計画の決定の方針を示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更を行います。このたび、本方針の変更案を作成する上で参考とするため、案の概要の縦覧と公聴会を行います。

公述の申し出方法：「公述申出書」(市役所都市整備課窓口で配布)に、800字以内で述べようとする意見の要旨を記載し、7月3日から17日まで(消印有効)に、知事あてで都市整備課(〒289-1219 匝瑳市八日市場ハ79番地2)へ郵送または持参。

縦覧期間：7月3日(金)～17日(金)の8時30分～17時15分(土日除く)
縦覧場所：市役所3階都市整備課、県庁都市計画課

公述人の資格：市内に住所がある個人・法人、利害関係者
※公聴会は傍聴できます(先着順。満員の場合は入場をお断りすることがあります)。

公聴会
日時/場所：8月2日(日)10時～12時/市民ふれあいセンター2階会議室

※公述意見の要旨と意見に対する県の考え方を、公聴会後に県ホームページに掲載します。

※公聴会は事前に公述の申し出がない場合は開催しません。

都市整備課都市計画班☎73・0091、県都市計画課☎43・223・3376

一層の安全確保にご協力を

無人ヘリコプター（ラジコンヘリ）を使った水稲への薬剤散布を実施します。これは、適正な管理の下で広範囲の水田を効率的に防除するものです。

一層の安全確保のため、ご協力をお願いします。

薬剤散布は左表の日程で行います。散布区域付近の皆さんは、次のことに注意してください。

散布時間：おおむね4時30分～10時ごろ

※天候や近隣市町の順延などで実施日を変更する場合があります。また、作業の進捗状況で終了時間が前後する場合があります。

◆薬剤散布日程（7月18日～24日）

実施予定日	散布区域	実施主体
7月18日（土）	樺海・豊栄・匠瑛	八日市場植物防疫協会
19日（日）	飯高・須賀 平和・中央	
20日（月）	豊和・吉田	
23日（木） 24日（金）	野田・栄	野栄地区病害虫対策 連絡協議会

◆付近の住民の皆さんへ

・薬剤散布中は散布区域内には入らない。

※散布する水田にはあらかじめ散布カードを立てます（吉田地区の吉田、山崎は除く）。

・散布中は住宅の窓を閉め、洗濯物などは外に出さない。

・池などでコイなどを飼っている場合は、覆うか十分に水位を高め、万一農薬が流入した際には速やかに排水する。

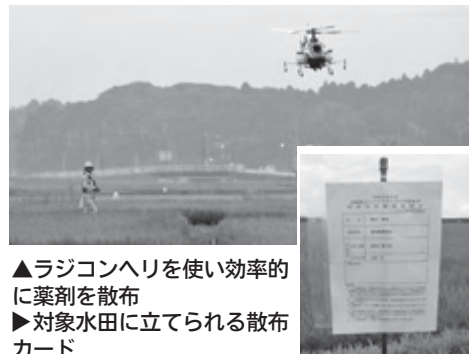
・野外駐車などする場合は車両をカバーなどで覆う。かけた際はすぐに水洗いする。

※カバールの配布を希望する人は、ちばみどり農協各支店へ連絡してください。

◆生産者の皆さんへ

・散布後おおむね1週間は散布した水田に入らない。

・付近の畜舎などは薬剤がからまないように周囲をビニールなどで覆う。また、安全性が確認されるまで戸外での放し飼いは避ける。



▲ラジコンヘリを使い効率的に薬剤を散布
▶対象水田に立てられる散布カード

・農薬が付着したと思われる飼料などは、おおむね2週間とは与えない。

・付近のハウスなどは、開閉部の被覆に配慮する。

・シイタケ原木が付近にある場合は、ビニールなどで覆う。

《問い合わせ》

ちばみどり農協営農センター

農地に建物を建てたり、資材置場や駐車場にしたりするなど、農地を農地以外の用途に転用する場合（一時的な利用も含む）は、農地法に基づく知事の許可が必要で、農業委員会に許可の申請をしてください。

なお、転用面積が4haを超える場合は、農林水産大臣の許可となります（申請先は県農地・農村振興課）。

ウメ輪紋ウイルス

感染情報をお寄せください

国と県では、「ウメ輪紋ウイルス」感染植物を早期に特定するため、情報収集を行っています。疑いのある植物を見かけたら、すぐに連絡してください。

※ウイルスは人には感染しないので、果実を食べても健康に影響はありません。

感染対象…ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ユスラウメなど
症状…【葉】退緑斑点や輪紋の発生【果実】表面に斑紋の発生・成熟前の落果（モモ、スモモ）【花弁】斑入り症状の発生（ウメ）

《問い合わせ・連絡先》

県農林総合研究センター病害虫防除課

☎043-291-6077



ウメの葉の症状 ※植物防疫所原図・禁無断転載

ストップ 違反転用

◆無許可転用には罰則

許可を受けずに農地を農地以外の用途に使用した場合は、「違反転用」となり、土地所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられます。農地法の罰則：3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

問 農業委員会事務局

☎73・0090

夏の交通安全運動 7月20日（月）～31日（金）

◆運動の重点目標

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

問 環境生活課市民生活班

☎73・0088

～思いやり
ゆとりは無事故へ
つづく道～

夏は、開放感や暑さから気持ちが悪くなり、交通事故が起こりやすくなります。交際ルールとマナーを守り、交通事故をなくしましょう。